

大牟田市（仮称）子ども・子育て応援条例（素案・中間報告）

1. 前文

子どもたちは、大牟田市の未来を担うかけがえのない「宝」です。

私たちは、子どもたちが有明海や三池の山々に抱かれたこの自然豊かな地で、家族や友人、地域の深い愛情に包まれて育ち、将来に向かって羽ばたいてほしいと願っています。

しかし、近年少子化や家庭における子育て力の低下、児童虐待、子どもが巻き込まれる事件や事故の多発等、子どもをめぐる様々な問題が顕在化してきており、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。そこで、子どもが健やかに成長するための環境を作っていくことが重要です。

そのため、大牟田市が現在取り組んでいる子ども・子育ての支援をさらに進め、安心して子どもを産み育てることができる「子どもと子育て世代にとって魅力的なまち」を目指していかなければなりません。

こうしたことから、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもたちが誰一人取り残されることなく、安心して健やかに成長するための環境をつくとともに、そうした子どもたちをはぐくむ子育ての応援に大牟田市全体で取り組み、実現していくためにこの条例を制定します。

2. 条例の目的

第1条 この条例は、子ども・子育てを応援するための基本理念を定め、市及び保護者、学校等、地域住民、事業者の役割並びに子どもが大切にすること等の子ども・子育ての応援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、子育て世代に魅力的なまちづくりを進め、子どもが健やかに成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3. 用語の定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と同等と認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 学校等 保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他子どもが通い、又は入所することにより学び、育ち、又は支援を受けるための施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体をいう。

4. 基本理念

第3条 子ども・子育ての応援は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、地域全体で推進するものとする。

- (1) 子どもの健やかな成長及び自立が図られること並びに児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重されること。
- (2) 市、学校等、地域住民、事業者は、協働で子ども・子育ての応援に取り組むこと。
- (3) 市は、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生きる力を養い、健やかに成長することができる環境の整備に取り組むこと。

5. 子どもの権利等

第4条 子どもは、次に掲げる権利を有することを尊重されなければならない。

- (1) 子どもは、自分を取り巻く人々から温かく見守られ、健康に配慮されるとともに適切な支援を受けることができる。
- (2) 子どもは、差別、虐待、放置、体罰、いじめ、不当な干渉等の肉体的及び精神的な苦痛から守られる。
- (3) 子どもは、多様な体験の機会が与えられ、知識や経験を得ながら、自分らしく育つことができる。
- (4) 子どもは、自分が関わる事柄について、意見を述べること及び参加することができる。

6. 子どもが大切にすること

第5条 子どもは、その発達及び年齢に応じて、次の各号に掲げる事項について大切にすることとする。

- (1) 自らを大切にし、自らの権利について考えること。
- (2) 他人を思いやる気持ちを養い、他人の権利を尊重すること。
- (3) 遊び及び学びを通して、社会性を養い、社会の一員として規範を守ること。
- (4) 自立に向けて、生きる力及び主体性を養うこと。

7. 保護者の役割

第6条 保護者は、子育てに最も大きな役割があることを自覚し、深い愛情と責任を持って接し、子どもを守り育てるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの心身に安らぎを与える場であることを認識し、そのような家庭づくりに励むものとする。
- 3 保護者は、子どもに基本的な生活習慣や社会規範を身に付けさせるとともに、自らその手本を示すものとする。

8. 学校等の役割

第7条 学校等は、子どもの成長及び発達に応じて、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、また能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援に努めるものとする。

- 2 学校等は、子どもが集団生活を通じ、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう支援に努めるものとする。
- 3 学校等は、関係機関と連携し差別、虐待、体罰、いじめ等の未然防止、早期の発見及び対応に努めなければならない。

9. 地域住民の役割

第8条 地域住民は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めるものとする。

- 2 地域の住民は、相互に連携協力し、子どもが地域の一員として地域の行事や活動に参加し、地域の自然や文化に触れる機会を提供するよう努めるものとする。

10. 事業者の役割

第9条 事業者は、職場において保護者が安心して仕事と子育てを両立しやすい環境づくりに努めるものとする。

- 2 事業者は、学校等、地域及び市が行う子どもの育成に関する活動に協力するものとする。

11. 市の役割

第10条 市は、家庭、学校等、地域及び事業者との連携に努め、子どもの育成に関する様々な取組を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、子どもの視点や意見を反映させた取組の推進に努めなければならない。
- 3 市は、この条例が目指すものや内容を子どもにも大人にも分かりやすく広めるよう努めなければならない。